

金山町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 6,266	千円 4,333,190	千円 249,446	千円 588,239	% 13.6	% 17.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 68	千円 250,426	千円 30,153	千円 92,027	千円 372,606	千円 5,480	千円 5,560

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。
 3 平成24年度は、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））はおりません。

(3) 特記事項

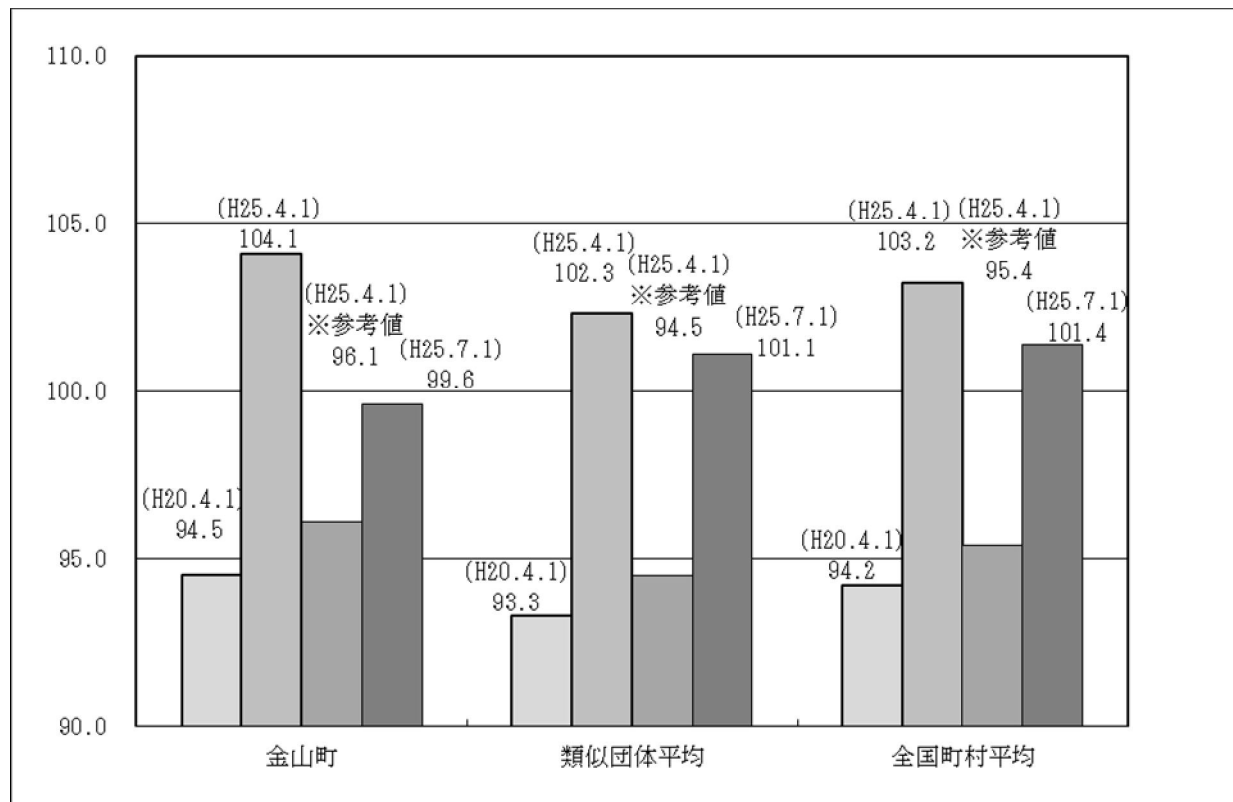
(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施	減額実施期間 H25.7.1～H26.3.31
抑制済又は減額措置の内容	
(給料) ・ 特別職について特例条例による平成25年4月1日以降の減額率に5%を上乗せし減額 ・ 行政職給料表適用職員について、1～2級で2.7%、3～5級で3.7%、6級で4.7%を減額（他の給料表適用職員についても行政職に準じて減額） ・ 平成25年7月1日より、平成23年人事院勧告に基づく給料表の引下げ改定を実施。 ・ H25.4.1ラスパイレス指数104.1、参考値96.1、H25.7.1減額時点99.6 (手当) ・ 一般職について12月期末勤勉手当で5.37%を減額	

(その他)

- ① 平成14年4月1日から町長、副町長、教育長の給料月額を減額（H25年4月1日現在、町長20%、副町長10%、教育長5%を減額）
- ② 平成19年度から21年度まで、特別職、医師等を除く一般職の期末手当を年間0.5か月分減額

(4) ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年４月１日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
金山町	43.2歳	323,500円	355,080円	346,760円
山形県	44.2歳	347,700円	429,300円	374,500円
国	43.1歳	307,220円 (332,446円)	—	376,257円 (405,463円)
類似団体	42.7歳	313,430円	354,474円	337,554円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
金山町	*	2人	*	*	*	—	—	—	—
うち運転手	*	2人	*	*	*	自動車運転手	52.4歳	247,800円	—
山形県	45.6歳	538人	331,000円	369,600円	351,400円	—	—	—	—
国	49.9歳	3,272人	272,119円 (286,850円)	—	309,534円 (325,400円)	—	—	—	—
類似団体	48.7歳	7人	272,863円	293,942円	284,438円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
金山町	*	—	—
うち運転手	*	3,512.8千円	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
- 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国比較ベース）」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）である。
- 4 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成22～24年の3ヵ年平均）
- 5 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。（公務員の技能労務職員については、臨時・非常勤等職員を除外する常勤職員であるが、民間データでは、「フルタイム労働者、契約社員、アルバイト」などが含まれる。）
- 6 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
- 7 個人情報の保護の観点から、対象となる職員が1人又は2人の場合は個人情報が特定されるため、各項の欄をアスタリスク（*）としている。数値のない欄については、ハイフン（—）としている。

(2) 職員の初任給の状況（25年4月1日現在）

区 分		金山町	山形県	国
一般行政職	大 学 卒	161,600円	172,200円	163,987円 (172,200円)
	高 校 卒	140,100円	140,100円	133,418円 (140,100円)
技能労務職	高 校 卒	139,000円	135,600円	—
	中 学 卒	134,500円	125,400円	—

(注) 国家公務員における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（25年4月1日現在）

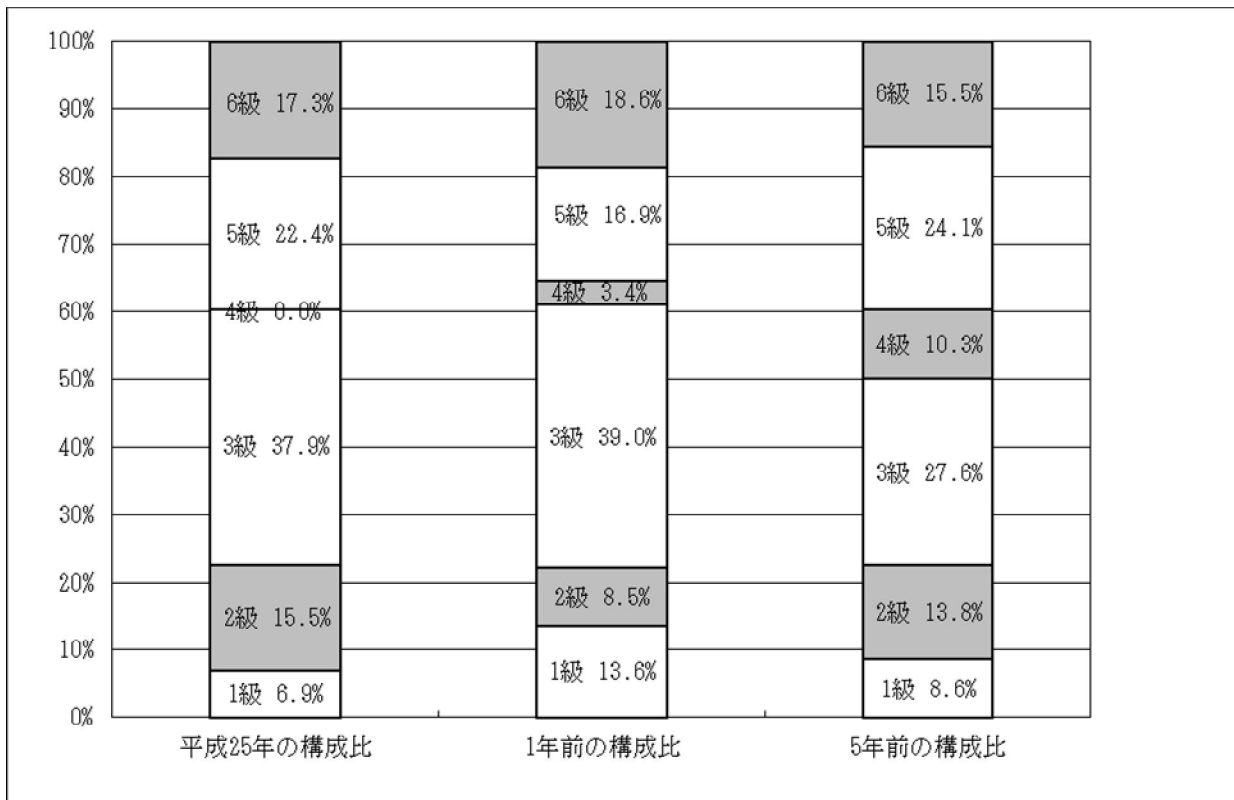
区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大 学 卒	240,600円	331,750円	380,800円	394,800円
	高 校 卒	207,000円	297,400円	333,500円	380,800円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（25年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・技師 主事補・技師補	4 人	6.9%	135,600円	243,700円
2 級	主事・技師	9 人	15.5%	185,800円	309,200円
3 級	係長・主任・主任技師	22 人	37.9%	222,900円	356,400円
4 級	係長	0 人	0.0%	261,900円	390,100円
5 級	補佐	13 人	22.4%	289,200円	402,500円
6 級	課長	10 人	17.3%	320,600円	424,600円

- (注) 1 金山町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度導入途中で、人事評価は昇給に反映させていない。

毎年1月1日現在において、所属長からの報告により各職員の前1年間の勤務成績を判定し、昇給の号給数を決定している。

勤務成績に著しい不良（懲戒処分等）があった場合や顕著な功績があった場合は、所属長からの報告により町長が判断して、昇給を抑制又は特別に昇給させる。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

金山町	山形県	国
1人当たり平均支給額（24年度） 1,394千円	1人当たり平均支給額（24年度） 1,531千円	—
（24年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 （1.45）月分（0.65）月分	（24年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.20月分 （1.40）月分（0.60）月分	（24年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 （1.45）月分（0.65）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算 5～20% ●管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算 5～20% ●管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

基準日（6月1日、12月1日）前6ヶ月において、懲戒処分を受けた職員については、成績率に差を設けて手当額を決定している。

(2) 退職手当（25年4月1日現在）

金山町	国
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.03月分 28.7875月分 勤続25年 32.83月分 38.955月分 勤続35年 46.55月分 55.86月分 最高限度額 55.86月分 55.86月分 その他の加算措置 早期退職特別措置（2～20%加算） 1人当たり平均支給額 17,072千円	（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.03月分 28.7875月分 勤続25年 32.83月分 38.955月分 勤続35年 46.55月分 55.86月分 最高限度額 55.86月分 55.86月分 その他の加算措置 早期退職特別措置（2～20%加算） —

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（25年4月1日現在）

制度はありません

(4) 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）			31,735千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）			1,763,056円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）			18.2%	
手当の種類（手当数）			5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する 支給単価
危険作業手当	索道維持管理に従事した職員	索道維持管理	0千円	月額2,500円
防疫等作業手当	防疫等作業に従事した職員	防疫等作業	0千円	日額300円
夜間看護手当	看護職員	夜間の看護業務	4,015千円	1回5,500円
研修手当	医師	医師の業務	14,400千円	月額400,000円
医師手当	医師	医師の研修	13,320千円	月額220,000円 ～420,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	11,226千円
職員1人当たりの平均支給年額（24年度決算）	135千円
支給実績（23年度決算）	10,460千円
職員1人当たりの平均支給年額（23年度決算）	118千円

(6) その他の手当（25年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円 それ以外6,500円～11,000円	同		12,398千円	221,386円
住居手当	限度額27,000円	同		1,470千円	294,000円
通勤手当	交通機関利用 限度額55,000円 交通用具利用 限度額44,900円	異	交通用具使用 限度額、距離 区分	4,153千円	79,857円
管理職手当	28,000円～35,000円	異	金額	5,802千円	414,429円
休日勤務手当	祝日法による休日等勤した場合	同		0千円	0円
単身赴任手当	限度額45,000円	同		0千円	0円
宿日直手当	勤務一回 20,000円～4,200円	異	医師の宿直	7,164千円	2,388,000円
管理職特別勤務手当	勤務一回 10,000円～4,000円	同		0千円	0千円
寒冷地手当	月 7,360円～17,800円	同		6,828千円	68,966円
夜間勤務手当	1時間単価の25%	同		2,902千円	207,270円

5 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	656,000円 (820,000円)	(参考) 類似団体における最高／最低額 826,500円／364,500円
	副 市 町 村 長	558,000円 (620,000円)	630,000円／265,500円
	教 育 長	547,000円 (575,000円)	— 円／— 円
報 酬	議 長	310,000円	320,000円／200,000円
	副 議 長	250,000円	284,000円／164,000円
	議 員	230,000円	270,000円／145,100円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(24年度支給割合) 2.9月分	
	議 長 副 議 員	(24年度支給割合) 2.9月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	
	副 市 町 村 長	820,000円×在職月数×100分の56.7 22,317,120円 任期毎又は通算	
	備 考	620,000円×在職月数×100分の33.1 9,850,560円 任期毎又は通算	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

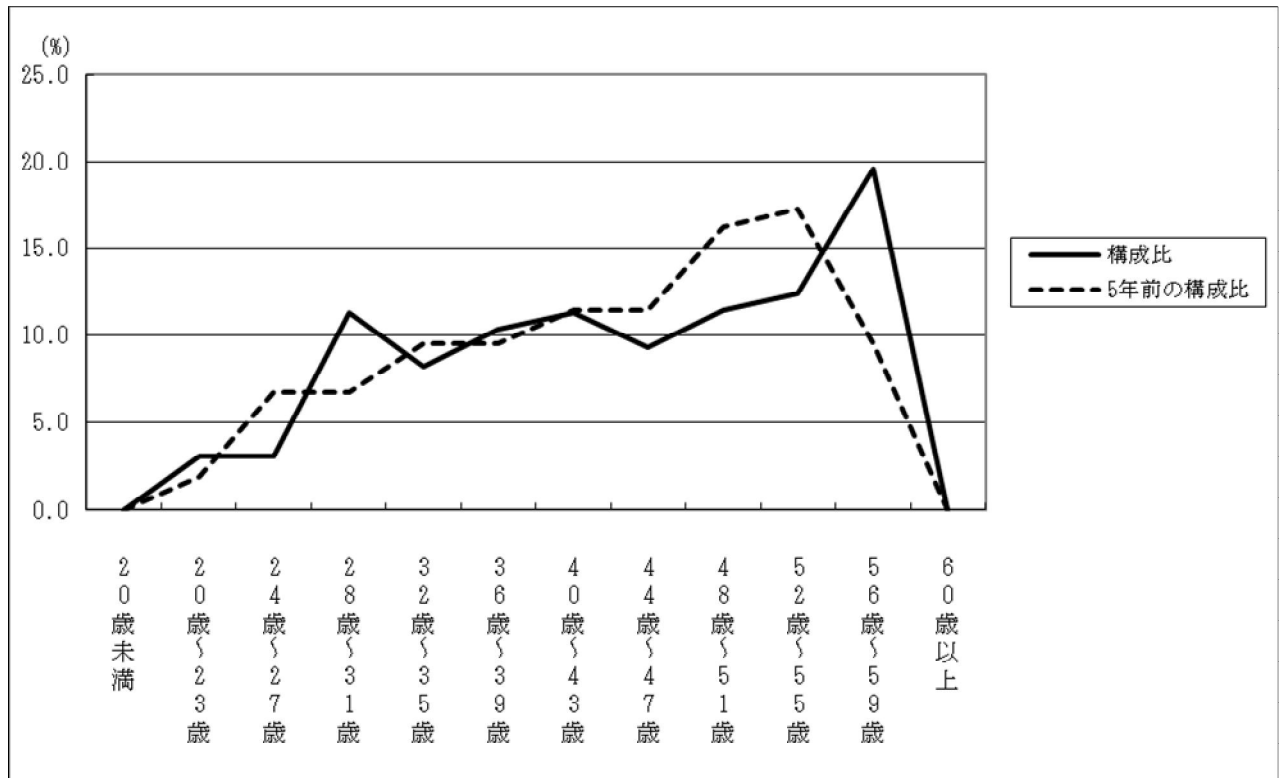
(各年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由
部 門			平成24年	平成25年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	1	県への派遣職員の増
		総務企画	20	21		
		税 務	5	5		
		労 働	10	9	△1	臨時職員配置による減
		農 水				
		商 工				
土 木						
民 生	4	4				
衛 生	8	8				
		6	6			
	計	56	56		<参考> 人口1万人当たり職員数 89.37人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 98.40人)	
	教育部門	12	11	△1	退職者不補充	
	小 計	68	67	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 106.93人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 120.64人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院 水 道 交 通 下水道 その他	25	23	△2	退職者不補充等	
		2	2			
		1	1	△1	退職者不補充	
		5	4			
	小 計	33	30	△3		
合 計			101 [105]	97 [105]	△4 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 154.80人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（25年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	3人	11人	8人	10人	11人	9人	11人	12人	19人	0人	97人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年度	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	57	58	58	56	56	56	△1(△ 1.8%)
教育	14	13	12	13	12	11	△3(△21.4%)
消防							(%)
普通会計計	71	71	70	69	68	67	△4(△ 5.6%)
公営企業等会計計	34	35	33	34	33	30	△4(△11.8%)
総合計	105	106	103	103	101	97	△8(△ 7.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与比率
24年度	千円 168,412	千円 14,840	千円 13,518	% 8.0	% 6.5

(注) 平成24年度は、資本勘定支弁職員はおりません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 2	千円 9,043	千円 994	千円 3,481	千円 13,518	千円 6,759	千円 6,258

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、25年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額 措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施	減額実施期間 H25.7.1～H26.3.31
抑制済又は減額措置の内容	
(給料) ・行政職給料表適用職員について、1～2級で2.7%、3～5級で3.7%、6級で4.7%を減額 (他の給料表適用職員についても行政職に準じて減額) (手当) ・一般職について12月期末勤勉手当で5.37%を減額	

(その他)

① 平成19年度から21年度まで、特別職、医師等を除く一般職の期末手当を年間0.5か月分減額

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(25年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
金山町	45.0歳	316,882円	439,045円
団体平均	45.2歳	353,532円	520,694円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

金山町（水道事業）	金山町（普通会計ほか）
1人当たり平均支給額（24年度） 1,741千円	1人当たり平均支給額（24年度） 1,394千円
（24年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 （1.45）月分 （0.65）月分	（24年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 （1.45）月分 （0.65）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算 5～15%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（25年4月1日現在）

金山町（水道事業）	金山町（普通会計ほか）
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.03月分 28.7875月分 勤続25年 32.83月分 38.955月分 勤続35年 46.55月分 55.86月分 最高限度額 55.86月分 55.86月分 その他の加算措置 早期退職特別措置（2～20%加算） 1人当たり平均支給額 退職者なし	（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.03月分 28.7875月分 勤続25年 32.83月分 38.955月分 勤続35年 46.55月分 55.86月分 最高限度額 55.86月分 55.86月分 その他の加算措置 早期退職特別措置（2～20%加算） 1人当たり平均支給額 17,072千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（25年4月1日現在）

制度はありません

エ 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）	9千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	4,350円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）	100.0%			
手当の種類（手当数）	1			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険作業手当	塩素使用の作業に従事した職員	塩素使用作業	9千円	日額300円

オ 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	553千円
職員1人当たりの平均支給年額（24年度決算）	276千円
支給実績（23年度決算）	509千円
職員1人当たりの平均支給年額（23年度決算）	254千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（２５年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （２４年度決算）	支給職員１人当たり 平均支給年額 （２４年度決算）
扶 養 手 当	配偶者13,000円 それ以外6,500円～11,000円	同		201千円	200,571円
住 居 手 当	限度額27,000円	同		0千円	0円
通 勤 手 当	交通機関利用 限度額55,000円 交通用具利用 限度額44,900円	異	交通用具使用 限度額、距離 区分	0千円	0円
管 理 職 手 当	22,000円～30,000円	異	金額	0千円	0円
休日勤務手当	祝日法による休日等勤務した場合	同		0千円	0円
宿日直手当	勤務一回 20,000円～4,200円	同		0千円	0円
管理職特別勤務手当	勤務一回 10,000円～4,000円	同		0千円	0円
寒冷地手当	月 7,360円～17,800円	同		140千円	70,000円
夜間勤務手当	1時間単価の25%	同		0円	0円